

飛行概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 04
申請書確認

STEP 05
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリII A**」です。

飛行の概要（飛行の目的、理由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1. 業務

- 空撮 報道取材 警備 農林水産業 測量 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材管理 輸送・宅配 自然観測 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

飛行の目的を選択してください。
複数選択可能です。

2. 業務以外

- 趣味 研究開発 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

II. 立入管理措置はどのように行いますか？

1. 立入管理措置 ⓘ

- 補助者の配置
 立入管理区画の設定
 立入管理区画の設定（レベル3飛行を行う場合）
 立入禁止区画の設定
 その他

講じる立入管理措置についてチェック
を入れてください。複数選択可能で
す。

III. 飛行許可が必要な理由

1. 禁止されている次の空域を飛行するため

- ①空港等周辺 ⓘ
 ②地表・水面から150m以上の高さの空域、
 ③人・家屋の密集地域、

[地理院地図 / GSI Maps](#) | [国土地理院](#)

を確認のうえ、“禁止空域”での飛行
が必要な場合は、該当する項目を選択
してください。

2. 1で①または②を選択している、若しくは4で④を選択している場合は、飛行する最大高度

地表等からの高度 m 海拔高度 m

150m以上の飛行を行う場合は、別途管轄する空港事務所の許可を得る必要があります。

3. 1で①または②を選択している場合は、関係機関との調整結果を入力してください。空港設置管理者等及び空域を管轄する官制機関の連絡先は航空局ホームページから確認可能です。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000004.html 

空港設置管理者等

調整機関名

調査結果

空域を管轄する関係機関

調整機関名

調査結果

【空港等周辺の飛行を行う場合】
【地表・水面から 150m 以上の空域における飛行を行う場合】
空港設置管理者等との調整結果、空域を管轄する関係機関との調整結果を記載してください。
調整先につきましては、リンクをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001515201.pdf>

4. 禁止されている次の方法で飛行するため

①夜間の飛行、

飛行理由

②目視外での飛行、

飛行理由

飛行させる方法に該当する場合は、飛行理由を選択してください。
“飛行の目的と同じ”を登録することが可能です。

③人・家屋から30m未満、

飛行理由

④催し場所上空、

⑤危険物の輸送、

飛行理由

⑥物件投下、

飛行理由

【農薬の空中散布を行う場合】
農薬は危険物に該当し、液体を散布する行為は物件投下に該当するため、農薬の空中散布を行う場合は「危険物の輸送」と「物件投下」を選択してください。
この場合、飛行理由は『農薬散布のため』を選択してください。

IV.年間を通じて飛行しますか？

1.年間を通じての飛行 ①

はい いいえ

飛行する期間および時間を入力してください。

天候不良等により飛行日時が変更する場合には、飛行の延期等も考慮した期間を設定してください。なお、申請可能な期間は1年間が限度です。

また、審査に一定期間を要するため、少なくとも申請提出日から10開庁日以降（土日・祝日を除く）の日付を飛行開始日として設定してください。

開始日

終了日

少なくとも申請提出日から10開庁日以降（土日・祝日を除く）の日付を飛行開始日として設定してください。

催し場所上空の飛行等の場合は具体的な飛行時間（例：〇月〇日〇時から〇時まで）を記載してください。

V.飛行する場所はどこですか？

1.飛行する場所はどこですか？ ①

特定の場所・経路で飛行しない 特定の場所・経路で飛行する

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

※注意事項

以下の飛行を実施する場合は飛行の経路を特定する必要があります。

- ・ 空港等周辺における飛行
- ・ 地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・ 人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・ 夜間における目視外飛行
- ・ 人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行（※）
- ・ 補助者を配置しない目視外飛行
- ・ 催し場所の上空における飛行（※）
- ・ 趣味目的での飛行
- ・ 研究開発目的での飛行

※飛行の経路に加えて飛行の日時を特定する必要がある飛行

詳細は航空局 HP 掲載の「包括申請のご案内」をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001490919.pdf>

次へ

飛行詳細



申請中のカテゴリーは「**カテゴリー II A**」です。

飛行の詳細（飛行の範囲、場所等）を正しく入力して下さい。
飛行を予定している経路に応じてその飛行範囲を地図上に記載して下さい。
詳しい操作方法は[こちら](#)

1. 飛行が想定される範囲はどこですか？

1. 飛行範囲

「都道府県」を選択した場合は、飛行場所に該当する都道府県を全て選択してください。
(地方航空局宛てに申請を行う場合は、選択した都道府県の管轄局を申請先として選択してください。
選択した都道府県が両局の管轄に跨る場合は、申請者の住所を管轄する地方航空局を申請先として選択してください。)

日本全国 都道府県名 その他

東京航空局管轄

日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県
 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県

大阪航空局管轄

富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府
 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県
 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県

その他を選択した場合は下記欄に飛行範囲を記載してください。

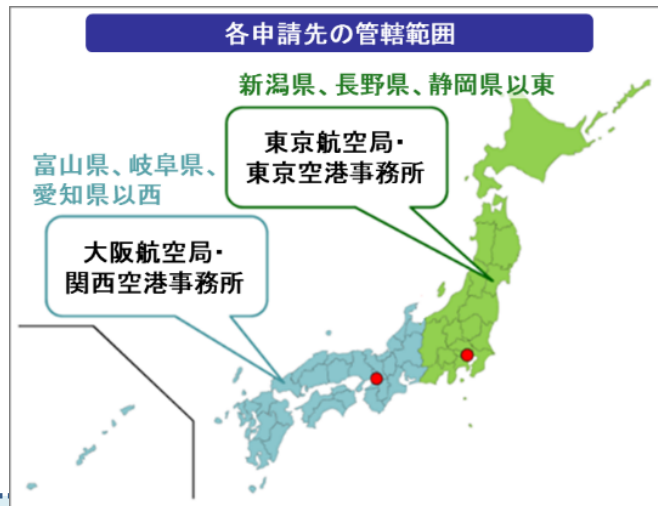
- 特定の場所や条件でのみ飛行させる場合で、特に審査者へ伝える必要がある場合に限り、チェックボックスにチェックを入れ、その場所や条件を記載して下さい。（例：田圃上空のみの飛行）

この欄は飛行場所に特定の条件を付する際に記載する欄

II.申請先はどこですか？

1.申請先 ①

- 東京航空局 大阪航空局 東京空港事務所 関西空港事務所 国土交通省（本省）



- 「空港等の周辺」、「高度 150m 以上」における飛行の許可申請先：
 - ・ 飛行を行おうとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合 【東京空港事務所】
 - ・ 飛行を行おうとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合 【関西空港事務所】
- 上記以外の許可・承認申請先：
 - ・ 飛行を行おうとする場所が新潟県、長野県、静岡県以東の場合 【東京航空局】
 - ・ 飛行を行おうとする場所が富山県、岐阜県、愛知県以西の場合 【大阪航空局】
- 飛行場所が日本全国の場合：

申請者の住所を管轄する地方航空局が申請先となります。

次へ

機体・操縦者概要

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリー II A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I.機体情報一覧・選択

機体選択

II.操縦者情報

操縦者選択

III.使用する飛

1.使用する飛行マニユア

「航空局標準マニユア」
最新の航空局標準マニ
最新の航空局標準マニ

航空局標準マニ

航空局標準

航空局標準マニュアル02

航空局標準マニュアル（空中散布）

航空局標準マニュアル（研究開発）

No.	製造者名	型式/名称	登録記号等	機体認証	無人航空機飛行規程		
1	Potensic	T18	JU32260A8721		-	追加基準	削除

機体選択後、機体及び申請の内容に応じて追加基準の適合性に関する情報を入力してください。
機体の追加基準適合入力については、次の資料をご確認ください。

機体 追加基準適合入力

選択した機体の追加基準への適合性に関する情報を正しく入力して下さい。

なお、飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、それらの事項に係る全ての追加基準に適合していることを入力してください。

1. 飛行形態に応じた追加基準を入力して下さい

2. 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。(人・家屋の密集地域の上空、人・物件から30m未満の距離)

- プロペラガードを装備して飛行させる。
- プロペラガード等を装備していないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。
- その他

プロペラガード等の装備状況が確認できる写真を添付してください(ホームページ掲載機で飛行形態C1を満たす場合は除きます)。

※その他を選択した場合必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等

選択

削除

鮮明な写真を添付してください。
機体にプロペラガードを装備した状態での写真を添付してください。

3. 無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合は、この限りでない。

- 機体の位置及び姿勢を把握することができる灯火を装備している。
- 灯火を装備していないが、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている。
- その他

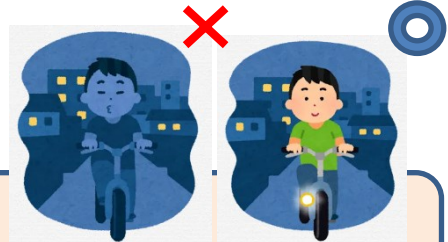
灯火の装備状況が確認できる写真を添付してください。※その他を選択した場合は必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等

選択

削除

灯火が点灯した状態が望ましい



鮮明な写真を添付してください。
灯火の装備状況が確認できる写真を添付してください。
灯火点灯状態での写真が望ましいです。

4-1. 自動操縦システムを装備し、機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できること。①

- メーカー指定の自動操縦システム及び純正のカメラを装備している。
- 機体に設置されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。自動操縦システムは装備していないが、補助者が常に飛行状況や周囲の状況を監視し、操縦者に必要な助言を行うことで安全を確保する。
- 自動操縦システムを装備している。また、機体に設定されたカメラ等により機体の外の様子を監視できる。
- その他

※メーカー指定の自動操縦システムは[こちら](#)を参照
機体にカメラ等が設置されていること及びカメラから映像がプロポの画像やPC等に表示されていることを確認できる写真を添付してください（ホームページ掲載機で飛行形態E1を満たす場合は除きます）。
※その他を選択した場合は必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等 ①

①カメラ等の装備状況



②映像の表示



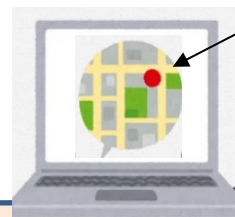
鮮明な写真を添付してください。
『カメラ等の装備状況』及び『映像の表示』が確認できる資料を添付してください。

4-2. 地上において、無人航空機的位置及び異常の有無を把握できること（不具合発生時に不時着した場合を含む。）。

- プロポの画面において機体の位置及び異常の有無等を把握できる。
- その他

機体の位置や異常の有無等がPC等に表示されることを確認できる写真を添付してください。 ※その他を選択した場合は必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等 ①



機体の位置等の表示

地上において、どのようにして無人航空機的位置及び異常の有無を把握するのか資料にご記載ください。
また、それらが確認できるプロポやPCの表示画面を添付してください。
写真は『機体の位置等』が『プロポ画面等に表示されることが確認できる写真』を添付してください。

4-3. 不具合発生時に危機回避機能（フェールセーフ機能）が正常に作動すること。

- 電波遮断時にはフェールセーフ機能（自動帰還機能、電波が復帰するまで空中で位置を維持する機能等）が作動することを確認している
- その他


不具合発生時の危機回避機能（フェールセーフ機能）が確認できる資料を必要に応じて添付してください。 ※その他を選択した場合は必要に応じて資料を添付してください。

資料及び写真等

5. 危険物の輸送に適した装備が備えられていること。

- メーカーの指定するものを輸送する。
- 危険物を入れた容器は不用意に脱落する恐れはなく、危険物に対する耐性を有している。

危険物を入れた容器の固定方法を記載してください。

危険物を入れた容器の材料を記載してください。 

- その他

容器全体及び容器の固定状況が確認できる写真を添付してください（ホームページ掲載機で飛行形態F1を満たす場合は除きます）。

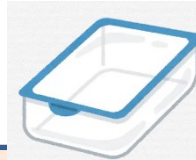
※その他を選択した場合は必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等 

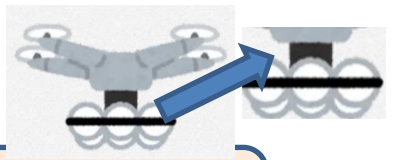
選択

削除

①容器全体



②容器が機体にどのように取り付けられているか



『容器全体』及び『容器が機体にどのように取り付けられているか』について明確に確認できる写真等を添付してください。

6. 不用意に物件を投下する機構でないこと。


- メーカーの指定するものを投下する。
- スイッチ等により物件を投下する機能を有しており、不用意に物件を投下しない構造を有している。

不用意に物件を投下しない構造を記載してください。 

- その他

不用意に物件を投下しない機構が施されている箇所の写真を添付してください。

※その他を選択した場合は必要に応じて写真を添付してください。

資料及び写真等 

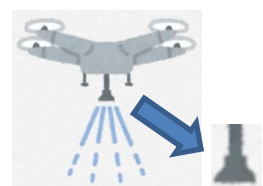
選択

削除

①スイッチ等の写真



②ボタ落ち防止装置の写真



スイッチ等により物件を投下する機能を有している場合、『スイッチ等の写真』を添付してください。ボタ落ち（※）を防止するための機構を有している場合、『ボタ落ち防止装置の写真』を添付してください。

※ボタ落ちを防止するための機構：液だれ防止用の圧力弁を持ったノズル等を指します。

III.使用する飛行マニュアルを選択してください

1.使用する飛行マニュアルを選択してください。

「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。

最新の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可能です。

最新の航空局標準マニュアルは [こちら](#)を参照

- 航空局標準マニュアルを使用する。
- 航空局標準マニュアル01
- 航空局標準マニュアル02
- 航空局標準マニュアル（空中散布）
- 航空局標準マニュアル（研究開発）
- 航空局標準マニュアル01（インフラ点検）
- 航空局標準マニュアル02（インフラ点検）
- 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。
- リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。
- 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。

最新の航空局標準マニュアル
[航空安全：無人航空機の飛行許可・承認手続 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)をご確認のうえ、航空局標準マニュアルに記載の安全体制にて飛行させる場合は、「航空局標準マニュアル02」を選択してください。

4.マニュアルを個別に作成している場合は下記の内容を確認してください。

航空局標準マニュアルと同等の水準ですか。

はい いいえ

「いいえ」を選択している場合は、該当箇所（目次番号等）とその概要を記載してください。

選択

削除

個別に飛行マニュアルを作成する場合は、最新の航空局標準マニュアルを参照のうえ、標準マニュアルとの差異をお知らせください。

次へ

その他詳細等入力画面

STEP 01
飛行概要入力

STEP 02
飛行詳細入力

STEP 03
機体・操縦者選択

STEP 04
その他詳細等入力

STEP 05
申請書確認

STEP 06
申請完了

申請中のカテゴリは「**カテゴリIIA**」です。

その他詳細情報（加入保険情報、緊急連絡先等）に関する情報を正しく入力して下さい。

I. 第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。

1. 保険会社名

複数保険加入時は保険会社名を列挙してください。

2. 商品名

複数保険加入時は商品名を列挙してください。

3. 補償金額（対人）

無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

4. 補償金額（対物）

無制限

複数保険加入時は最も高い金額を記載してください。

第三者賠償責任保険に加入している場合、保険情報について入力してください。

II. 緊急連絡先を確認してください。

1. 緊急連絡先

国土交通省航空局 安全部無人航空機安全課 航空 太郎

2. 電話番号

国/地域 日本/Japan

+81

352538111

III. 受け取る許可書の形式を選択してください。

1. 受け取る許可書の形式を選択してください。

「紙の許可書」を選択した場合は提出先への返信用封筒の郵送が必要です。

電子許可書 紙の許可書

希望する許可書の形式を選択してください。
紙の許可書を希望される場合、提出先へ返信用封筒の郵送が必要となります。

IV. 変更申請の申請概要

1. 変更申請の申請概要

V. その他特記事項

1. その他特記事項 ⓘ

【輸送・宅配を行う場合】

何をどのように輸送し宅配するか具体的に記載してください

【物件投下を行う場合】

何をどのように投下するか具体的に記載してください。

【空港等周辺の飛行を行う場合】

【地表から 150m 以上の空域における飛行を行う場合】

当該空域を管轄する空港事務所長の許可が必要ですので、地方航空局への申請においても、空港事務所への申請状況を下記例のように記載してください。

記載例①（許可を受けた後の場合）

航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により管轄空港事務所長から地表〇〇mまでの飛行許可を受けている。

記載例②（許可申請中の場合）

管轄空港事務所長あて航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による地表〇〇mまでの許可申請中。

記載例③（許可申請予定の場合）

管轄空港事務所長あて申請し、航空法第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による地表〇〇mまでの許可を受けてから飛行する。